消 教 地 第 480 号
平成 30 年 9 月 12 日

各都道府県消費者行政担当課　御中

消費者庁消費者教育・地方協力課
（公印省略）

消費者安全法第 10 条の４（指定消費生活相談員）の施行期日について

平素より、消費者行政の推進に多大なるご尽力をいただき、ありがとうございます。

平成 30 年９月７日に「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」が閣議決定され、これにより、同法律の一部規定（消費者安全法第 10 条の４）は平成 31 年４月１日から施行されます。

消費者安全法第 10 条の４は、都道府県の消費生活相談員の中から、市町村の行う消費生活相談の事務に関し助言等の援助を行うことを職務とする「指定消費生活相談員」を指定することを、都道府県の努力義務とすることを定めています。

どこに住んでいる消費者であっても一定程度質の担保された相談を受けられるようにするためには、全ての地域で消費生活相談員の質の向上が重要です。このため、「地方消費者行政強化作戦」においては研修参加率 100％への引き上げを掲げ、消費生活相談員の質の向上を図っています。しかしながら、小規模地方自治体では、消費生活相談員が１名で対応している場合が多くみられることから、消費生活相談の実務において実践に即した助言を受けることが難しい実態があります。

こうした小規模地方自治体の消費生活相談員の質の向上について、一定の経験を積み十分な知識・技術を有する者による助言、協力等が有効です。平成 26 年の消費者安全法改正で市町村に対する必要な助言その他の援助を都道府県の事務としたことを踏まえ、指定消費生活相談員を指定することを都道府県の努力義務としたものです。

指定消費生活相談員は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し「助言、協力、情報の提供その他の援助」を行うこととなります。

具体的には、市町村で受け付けた高度な知識が必要となる相談について、当該

市町村の消費生活相談員等から問合せがあった場合に助言を行ったり、当該相談について共同で処理を行ったりすることや、市町村の消費生活相談窓口を巡回しその場で受け付けた相談に関して助言を行うこと等を想定しています。

なお、指定消費生活相談員はその業務を行うに際し、十分な知識、技術、実務経験を有する必要があるため、消費生活相談員試験に合格し、かつ、実務経験を通算５年以上お持ちの消費生活相談員から指定する必要があります。

都道府県におかれましては、本制度を活用して、引き続きどこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる体制の確立に御尽力をお願いいたします。

（参考）

消費者安全法　第 10 条の 4（指定消費生活相談員）

都道府県知事は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため、試験に合格し、かつ、内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う第８条第２項第１号及び第２号に掲げる事務の実施に関し、同条第１項第１号に規定する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならない。

指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 18 号）

消費者安全法第 10 条の４に規定する内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験は、同法第 10 条の３第２項に規定する消費生活相談の事務に通算して５年以上従事したものとする。

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。